

秋田県立図書館利用者用インターネット端末利用規程

平成23年3月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県立図書館（以下「図書館」という。）のインターネットコーナーに設置する利用者用インターネット端末（以下「端末」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 図書館は、情報提供サービスの一環として、インターネット上の情報を活用しての利用者個人の調査研究、教養等の用に供するため端末を設置する。

2 設置する端末は次のとおりとする。

- 一 短時間利用専用端末 2台
- 二 社会人利用専用端末 5台
- 三 一般利用端末 2台

(利用できる者)

第3条 短時間利用専用端末は、誰でも利用できる。

- 2 社会人利用専用端末及び一般利用端末は、次条によりインターネット管理システム（以下、「システム」という。）から利用申込みを行ない、利用することができる。
- 3 社会人利用専用端末は、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）に規定する18歳未満の者は、利用できない。

(利用申込み)

第4条 短時間利用専用端末は、利用申込みを必要としない。

- 2 社会人利用専用端末及び一般利用端末を利用するときは、秋田県立図書館図書利用カード（以下、「カード」という。）を使用し、システムから申込みのものとする。
- 3 前項の規定において、カードの交付を受けることができない者が端末を利用しようとする場合は、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、名前及び住所が確認できる公的機関が発行する証明書を提示しなければならない。なお、小学生以下で端末を利用しようとする者は、保護者と同伴又は利用申込みにおいて保護者の同意がある場合に限り利用できるものとする。
- 4 利用申込みのできる時間は、開館から閉館30分前までとする。
- 5 端末の利用にあたっては、図書館職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

(利用端末の指定)

第5条 短時間利用専用端末は、利用者が自由に利用できる。

- 2 社会人利用専用端末及び一般利用端末を利用する場合には、システムから申込みをする時に利用者がその端末番号を指定する。

(利用時間)

第6条 端末の利用時間は、開館から閉館時刻の15分前までとする。

- 2 短時間利用専用端末については、1回につき15分以内とし、利用回数の制限は行わない。
- 3 社会人専用端末及び一般端末については、1回につき1時間以内とし、1日2回まで利用できる。
- 4 前項の規定に関わらず、図書館主催の行事、機器のメンテナンス、その他管理運営上必要があるときは、端末利用の制限を行うことがある。

(禁止事項等)

第7条 端末利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ホームページ（無料サイト）の閲覧以外の利用
- (2) メールの閲覧・送受信（ウェブメールを含む）、チャット、掲示板等への書込み、ショッピング、ゲーム等の発信行為。ただし、秋田県及び秋田県教育委員会が提供するコンテンツの利用はこの限りでない。
- (3) ワープロ等ソフトウェアのスタンドアロン・パソコンとしての利用
- (4) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール
- (5) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (6) フロッピーディスク、CD-ROM、USBスティックメモリ等の外部記憶媒体の使用
- (7) 図書館での閲覧に相応しくない、いわゆるアダルトサイト等へのアクセス・閲覧
- (8) 他の利用者及び第三者に著しい迷惑となる行為
- (9) 他の利用者及び第三者の、著作権又はその他の権利を侵害する行為
- (10) 端末、机、椅子等の図書館備品の破損、汚損
- (11) 第2条に規定する設置目的を逸脱する行為
- (12) その他、これらに準ずる行為

2 館長は、不正行為に対処するため、利用者のアクセス・ログを取得し、一定期間保存することができる。

3 取得したアクセス・ログは、前項に規定する目的以外に使用してはならない。

(利用の制限)

第8条 館長は、前条の禁止事項を守らない者に対し、端末の利用を制限し、又は退館させることができる。

2 一般利用端末は、前条第1項に掲げる行為を防止するため、フィルタリングソフトを導入し、利用者が閲覧できる情報に制限を設けることとする。

(損害の弁償)

第9条 利用者は自己の責任において端末を利用するものとし、図書館は端末の利用から生ずる全ての経済的、法的責任を負わない。

2 第7条の禁止事項を守らず、不正行為によって図書館及び接続先の機器やデータに損害を与えた者（小学生以下の利用者の場合は、その保護者）は、その損害を弁償しなければならない。

(利用料金)

第10条 端末利用は無料とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、端末の利用について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。ただし、第4条第2項に掲げる証明書の提示及び保護者の同意並びに第6条第3項に掲げる利用回数の制限については、平成23年4月1日より施行する。

附則

平成25年5月27日一部改正

平成26年4月3日一部改正